

お知らせ

当局唐津支局及び鳥栖出張所では、平成23年8月3日(水)から、**土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図**について、電磁的記録に記録し、下記のとおり取り扱うこととなりました。

これにより、当局全ての登記所において、上記図面の電磁的記録での運用を開始します。

記

1 事務取扱上の変更点

(1) **地積測量図等の証明書** について

電磁的記録に記録した**地積測量図、地役権図面及び建物図面・各階平面図**の証明書は、A3版地紋紙で作成し、登記官印は電子公印(黒色)となります。

(2) **地積測量図等の閲覧** について

電磁的記録に記録した**地積測量図、地役権図面及び建物図面・各階平面図**の閲覧は、A3版普通紙に出力した写し(認証文なし)を交付します。

(注意)

従来の図面つづり(帳簿)に編綴された図面は、電磁的記録に記録して保存されることにより、除却図面となり、申請書の添付情報と位置付けられることとなりますので、**請求人が利害関係を有する部分に限って閲覧することができます。ただし、コピーをすることはできません。**

御不明な点は職員にお尋ねください。

佐賀地方法務局